

## 【幸手薬剤師会会則】

### 第1章 総則

- (名称) 第1条 本会は幸手薬剤会と称する。
- (事務所) 第2条 本会は事務所を会長宅または勤務店舗におく。
- (目的) 第3条 本会は公衆衛生の向上、薬学薬業の進歩および薬剤師倫理の昂揚を図り以て社会の福祉を増進することを目的とする。
- (事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 医薬分業の使命に伴う、薬剤師職能の向上に関する事項
  - (2) 公衆衛生と学校保健並びに環境浄化に関する事項
  - (3) 優良医薬品の流通の適正化及び会員相互扶助に関する事項
  - (4) 医薬品の試験及び飲料水の検査
  - (5) 地域包括ケアシステムの参画に関する事項
  - (6) 災害時支援事業に関する事項
  - (7) その他目的を達成するために必要な事項

### 第2章 会員

- (会員) 第5条 本会に次の会員を置く。
- (1) 個人会員 本会の目的及び事業に賛同し幸手地区近隣に居住又は勤務する薬剤師
  - (2) 薬局会員 幸手地区の薬局の管理薬剤師
- (資格) 第6条 本会の会員は、別に定める会費を納入しなければならない。
- (入会) 第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し会の承認を得なければならない。
- (退会) 第8条 会員は退会しようとする時は、会長に届けでなければならない。
- (除名) 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総会の出席者の4分の3以上の議決により除名することが出来る。
- (1) 会費を1年以上納入しない時。
  - (2) 本会の名誉を棄損し、またその設立の趣旨に反する行為をしたとき。

#### (抛出金の不返還)

- 第10条 退会、又は除名させられた会員が既に納入した会費その他の抛出金は返還しない。

### 第3章 役員

#### (種別及び選任)

- 第11条 本会に次の役員をおく。
- (1) 会長、支部長、副会長、会計、学薬部会長、理事、監査
  - (2) 副会長は会長が指名し、理事、監査は会長、副会長協議の上これを推薦、総会

の議決によって定める。

(職務)第 12 条

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、その職務を代行する。
- (3) 理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- (4) 監査は業務の執行及び、会計の状況を監査する。

(任期)第 13 条

- (1) 役員任期は 2 年とする。但し、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 役員は再任を妨げない。
- (3) 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第 14 条 役員に役員としてふさわしくない行為があった時は、総会の議決によって解任することができる。

(顧問参与及び名誉会員)

第 15 条

- (1) 本会は顧問、参与及び名誉会員をおくことができる。
- (2) 顧問、参与及び名誉会員は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。
- (3) 顧問及び参与の任期は、役員任期による。

(手当)第 16 条 役員手当を年額で年度末に支給する。

会長、支部長、副会長、会計、理事、学薬部会長

(細則の決定、変更、改正等)

第 17 条 細則の決定、変更、改正等の作業は、幸手薬剤師会役員協議会の会議で過半数の賛成を得て、承認決定され、総会にて報告されるものとする。

制定：昭和 62 年 4 月 1 日

一部改定：平成 30 年 5 月 14 日

一部改定：令和 6 年 10 月 10 日